

農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想

令和4年7月

伊 賀 市

目 次

はじめに	1
第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営 を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	7
第 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関 する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	15
第 4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	17
第 5 推進体制	28
第 6 その他	30
附 則	30
別紙 1（第 4 の 1（1）⑥関係）	31
別紙 2（第 4 の 1（2）関係）	32

はじめに

1 伊賀市の農業の現状

本市の農業の現状は、農業者の高齢化・後継者や担い手の不足・採算性の悪化等により、競争力のある産業として維持していくことが困難になってきている。

また、中山間地域における耕作放棄地の解消が重要な課題となっている。

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総農家数(戸)		6,734	6,120	5,394	4,527
自給的農家数(戸)		1,344	1,496	1,476	1,323
販売農家 (戸)	専業	503	593	654	684
	第1種兼業	303	484	291	13
	第2種兼業	4,584	3,528	2,973	2,507
経営耕地面積 (ha)	総面積	5,773	5,560	5,476	5,326
	田	5,327	5,174	5,026	4,921
	畑	374	332	378	353
	樹園地	73	55	72	52
耕作放棄地面積(ha)		-	469.49	439.96	455.91

資料：農林業センサス、耕地面積調査

2 策定の趣旨

農業・農村は、高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行しており、担い手の不足、耕作放棄地の増大、農産物価格の低迷などの課題に直面している。一方で、日豪EPA^{注1}やTPP11^{注2}、日欧EPAの発効に続いて、令和2年1月より日米貿易協定も発効され、輸入増加に伴う国内産需要の減少が懸念されるものの、海外への販路拡大やインバウンド需要の獲得に向けたチャンスが到来していません。しかし、こうした中で発生した新型コロナウイルス感染症は、日本を含めた全世界に拡大して社会や経済に大きな混乱をもたらしている。本市においても、新型コロナウイルス感染症がもたらした様々な影響を踏まえながら、緊急対策としての「感染拡大阻止と経済の危機回避」ステージから、その後の「感染症収束と経済回復の両立」ステージを経て、ウイズコロナとも称される、ウイルスと共存・共生する社会の変化を見据えた「新たな日常の創造と未来への進化」ステージに至るまで、きめ細かな対応を図っていくことが強く求められている。

市の農業を取り巻く状況などを踏まえ、安全・安心な食料の安定供給をはじめ、多様な価値を提供する農業・農村の役割に鑑み、農業・農村の健全かつ持続的な展開を図るため、意欲ある農業経営体（効率的かつ安定的な農業経営を目指す家族農業経営体や法人経営体、経営改善に積極的に取り組む集落営農組織）の積極的かつ創造的な取組を基本とし、このような経営体が地域における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざし、策定するものである。

そこで、国の「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月）、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（令和2年3月）及び「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下、「県基本方針」という。）等の見直しを踏まえ、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を以下の項目について、改定する。

- ①効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
- ②効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農地の利用集積に関する目標
- ③農業経営基盤の強化を促進するための方策

注1 EPA：経済連携協定（Economic Partnership Agreement）貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定

注2 TPP11：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）環太平洋地域の11か国による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定

3 基本構想の性格及び計画期間

この基本構想は、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定に基づき、目標は今後10年間を見通して定めるものとし、おおむね5年ごとに見直しを行うものである。（目標年度：令和11年度）

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

安全・安心な食料の安定供給をはじめ、多様な価値を提供する農業・農村の役割を踏まえ、農業・農村の健全かつ持続的な発展を図るため、農業経営体の積極的かつ創造的な取組を基本とし、意欲ある農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担い、効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む農業構造の確立をめざす。

また、こうした経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家などの家族農業の維持・発展、集落営農の推進や地域資源を生かした付加価値の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に取り組む。なお、中山間地域等育成すべき経営体の確保が困難な地域等においては、地域の実情に即して、地域と調和した適正な農地利用を前提に、集落営農の推進とともに、多様な担い手の農業への参入促進により、地域農業の維持・発展を図る。

このため、新たに農業経営を営もうとする青年等を含めた農業経営体の確保・育成や効率的かつ安定的な土地利用の推進、農業経営の高度化等に向けた各種施策の集中化・重点化を図るとともに、関係機関・団体との連携を強化した取組を積極的に進める。

1 意欲ある農業経営体の確保・育成

人口の減少や経済のグローバル化の進展など社会経済情勢が著しく変化する中、農業が持続的に発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することはもとより、創意工夫の発揮等により農業の未来を切り開いていく、意欲や雇用力のある農業経営体を育成していくことが重要である。

このため、農業経営体に対し、法人化や経営の多角化、雇用力の強化など経営発展を促すとともに、若者が就労の場として農業を選択し、次代の農業を担っていける資質を習得できる環境づくり、農業の生産性向上を図る生産基盤の推進により、次世代農業の主軸となる農業経営体の確保・育成を図っていく。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

他産業従事者の労働実態や優良な農業経営の事例を踏まえ、以下の目標を掲げて効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

(効率的かつ安定的な農業経営の目標)

年間総労働時間目標	主たる従事者 1 人あたり	1,800~2,000 時間程度
年間農業所得目標	主たる従事者 1 人あたり	400~500 万円程度
	家族経営での目標所得	500~800 万円程度

※ 但し、中山間地域の年間農業所得目標は上記の 8 割程度

※中山間地域の対象地域

1. 対象地域・・・地域振興 6 法（過疎法、山村振興法、特定農山村法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法）の指定地域及び特認地域とする。

2. 対象地区・・・①指定地域

- 花垣、古山、諏訪、西山地区(旧上野市)
 - 旧島ヶ原村
 - 河合、鞆田、玉滝、丸柱地区(旧阿山町)
 - 山田、布引、阿波地区(旧大山田村)
 - 上津、矢持、種生、阿保地区(旧青山町)
- ②特認地域 指定地域に準ずる地域

については、効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を明確にし、農業経営の改善を計画的に進めようとする意欲ある農業経営体に対して、法第12条に基づく農業経営改善計画認定制度（以下、「認定農業者制度」という。）の積極的活用を促すとともに、農地の集積・集約化、経営管理の合理化、法人化や経営の多角化及び複合化の促進、農業生産技術の向上など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる。

特に、地域の話し合いを通じた農地中間管理事業の活用による農業経営体への農地の集積・集約化や、円滑な経営継承や安定的な農業経営を行う上で効果的である農業経営の法人化に注力して取り組む。

さらに、6次産業化や体験・交流サービスの事業化等を促進し、経営体の育成を図る。

なお、女性農業者は、重要な担い手であるため、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請、集落営農への参画等により一層の経営への参画を進める。

加えて、多様な人材の活躍を促すため、農林水産業分野と福祉分野の連携である「農福連携」の取組により、障がい者等の就労拡大に取り組む。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

県基本方針及び国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」（令和3年12月改定）の目標を踏まえ、以下の目標を設定する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等（新規就農者）の確保に向け、就農準備から定着に至る切れ目のない就農支援をはじめ、産学官が連携したU・Iターン者の受入れ環境の整備や次世代農業の主軸となる農業ビジネス人材^{注3}の育成を図る。

注3 農業ビジネス人材：農業経営者や地域農業のリーダーとして活躍する農業経営力やリーダーシップに優れた人材

新規就農者数目標 ※45歳未満 (うち独立・自営就農者数の目標)	40人／年 (6人／年)
(経営開始から5年後に達成すべき農業経営の目標)	
年間総労働時間目標	主たる従事者1人当たり 1,800～2,000時間程度
年間農業所得目標	主たる従事者1人当たり 250万円程度

そのためには、関係機関はもとより、地域一体となった取組により優れた青年等農業者を確保する体制を整えるとともに、適切な農業施策の導入や公益財団法人三重県農林水産支援センター（以下、「支援センター」という。）等との有機的な連携をもとに推進する。認定新規就農者制度を積極的に活用し、農用地の利用集積や資金の融資、伊賀地域農業改良普及センター（以下、「普及センター」という。）と連携した指導など、青年等就農計画の目標を達成するための措置を総合的に講ずる。

また、農業法人等における就業者の定着を促進する為、就業環境整備等に関する情報を提供し支援していく。

さらに、農業を志す青年等や、すでに農業経営に携わっている青年等に対しても、農業への一層の理解や知識を深めたり、高度な技術等を習得したりする機会を提供するとともに、創造的、発展的な地域農業を構築するための幅広い視野、連帯意識を涵養するための支援を行う。

2 地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成

中山間地域等においては、地域農業の維持・発展という観点から、農業が持つ多面的機能等も活用しつつ、特産化や高収益・高付加価値化が期待される作物の積極的な導入、地産地消、農泊ビジネス、まるごと自然体験の取組等により新たな農業・農村の価値を創出する取り組みを促進する。また、家族農業の維持・継続を図りつつ、地域の実情に即した生産組織や小規模な兼業農家、高齢農家等も参画した集落営農組織、NPOや企業等、少量多品目出荷や直売を目指す女性・高齢農業者、定年退職後の新規就農者等多様な担い手の確保・育成を図る。

特に水田農業については、集落営農を積極的に進め、営農組織の経営の効率化・多角化・複合化、6次産業化等の取組により経営の改善を促すとともに、集落営農体制が成熟した組織については、法人化へ誘導する。また、法人化を進めるにあたり、法人設立までに時間を要する場合には、特定農業団体制度等を活用する。

なお、中山間地域等直接支払制度の対象地域においては、この制度を効果的に活用し、担い手等の経営改善を進める。

3 効率的かつ安定的な土地利用の推進

農用地を効率的かつ安定的に活用するため、集落における話し合いや農家相互の協力を基本にして、遊休農地化のおそれのある農用地の円滑な利用調整を図り、意欲ある農業経営体への集積を積極的に進める。

集積にあたっては、農地中間管理機構（支援センター）が行う農地中間管理事業（貸借）や特例事業（売買等）をはじめ、農用地利用改善事業等の活用を促進し、農業経営体の経営規模拡大、経営安定につなげる。

また、生産性の向上や作業の効率化を図るため、地域の営農状況に即したほ場整備や集落における作付の集団化、経営農地の連担化等を進める。

特に水田農業については、ブロックローテーションによる集団麦・大豆作やほ場整備の推進と連携した集落営農促進の中で土地利用集積を進める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 地域特性を活かした高付加価値農業の確立

市では、盆地特有の気候や土壌条件を活かし、水稲、酒米、野菜、ぶどう、梨、畜産等、多様な農業が展開されており、伊賀米や伊賀牛など地域ブランドとして高く評価されている農産物を生産している。また、有機栽培に取り組む生産者が、露地野菜を中心に定着しつつあり、独自のルート開拓や新たな品目の産地化に取り組んでいる。

今後、ほ場整備田を中心に地域条件を活かした付加価値の高い良質米生産や優良種子生産等の経営を育成する。

また、すでに産地化されている水稲、野菜、ぶどう、梨、肉用牛豚等については、高品質生産、低コスト生産を積極的に進め、「伊賀ブランド」を支える農業経営の育成を図る。

2 営農類型毎の効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標及び生産方式等に関する事項

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、優良な農業経営の事例を踏まえ、本市における主要な営農類型について次のとおり示す。

(1) 生産方式

農業経営体が、効率的かつ安定的な農業経営を営んでいくために目標とすべき基本的指標を、営農類型毎に以下のとおり示す。

特に、より安全・安心な食料の安定供給を担っていくため、有機JAS^{注4}やJGAP^{注5}、GLOBAL G. A. P.^{注6}の認証取得、HACCP^{注7}の考え方に基づく自主管理体制の整備などにより、消費者のニーズに沿った高品質な農産物生産を進める。

また、ICT^{注8}を活用したセンシング^{注9}等によるスマート農業技術の実装を図り、高度な生産管理の実践等を通じて、生産性の向上を図る。

注4 諸外国と同様に、コーデックス（食品の国際規格を定める機関）のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準

注5 JGAP：Japan Good Agricultural Practice 農産物の安全性確保、環境保全、経営改善等を目的として、生産者及び生産者部会等が生産工程管理を行う手法の日本基準

注6 GLOBAL G. A. P.：農産物の安全性確保、環境保全、経営改善等を目的として、生産者及び生産者部会等が生産工程管理を行う手法の国際基準

注7 HACCP：Hazard Analysis and Critical Control Point 食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法の一つ。原材料の受け入れから最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、これを防止するためのポイントを重点的に管理するもの

注8 ICT：Information and Communication Technology 情報（information）や通信（communication）に関する技術（Technology）の総称

注9 センシング：センサー（感知器）などを使用してさまざまな情報を計測・数値化する技術

① 主穀

水稲については、昼夜の温度差が大きく土壌条件にも恵まれていることから、良質米の産地であり「伊賀米」として知られている。

また、県内有数の種子産地でもあり、今後も需要に応じた戦略的な作付け・販売に取組み、産地ブランドの強化を図る。

麦・大豆については、団地化・ブロックローテーションにより効率的な栽培環境の確保に努め、収量・品質向上を図る。WCSの取組や飼料米の生産についても、引き続き畜産生産者と連携を図りながら取り組む。

農地の集約については、農地中間管理事業等の活用により、担い手への農地集積を加速的に進め、経営規模の拡大を促進する。

さらに、安定した雇用の確保や、さらなる経営規模の拡大を図るため、経営体の法人化を促進する。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、水稲、麦、大豆を中心に作業受託を推進するとともに、経営開始時の投資額を抑えるため、適正な規模・性能の農業施設機械の導入や中古農業機械等の利用を促進する。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
A1	主穀中心（個別）	28	28	水稲8ha、小麦10ha、大豆10ha (麦・大豆は特定農作業受託含む)	2.5人	
A2	主穀中心（集落営農）	35	35	水稲15ha、小麦10ha、大豆10ha	10人	

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
B1	主穀中心（個別）	19	19	水稲7ha、小麦6ha、大豆6ha	2.5人	

② 野菜

大規模な野菜園芸産地はないが、アスパラガスやナバナ、いちご、トマト、メロン、キャベツなどが生産されており、特産野菜の組織がある。近年では白ネギの生産に取り組んでおり、ブランド化が進められている。

また、有機栽培に取り組む生産者が独自の販売ルートの開拓や新たな品目の産地化にも取り組んでいる。

新規就農者が野菜作を志望することも多いことから、JAや県等の関係機関と連携・情報共有を図りながら、今後の地域農業の担い手として早期自立に向けた支援を図る。

さらに、規模拡大や高齢化に応じた省力化、労働過重の軽減を図るため、移植、収穫、選別調製等の高能率作業機械の導入や、作業受委託、育苗作業の分業化を進める。

施設栽培においては、低コスト耐候性ハウスの活用、空きハウスや温室など既存施設の有効利用等により投資額の低減を図るとともに、生産の安定化を目指しICTによる複合環境制御システム^{注10}や養液栽培システム等の高度栽培施設の導入を進める。加えて、商品の高品質化、高付加価値化などに向けた取組を進めるとともに、出荷体制の整備を図る。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額を極力抑えるため、既存施設、中古機械の利用などを進める。また、多様な販売方法の実施や出荷流通経費の削減、付加価値を生かした有利販売などを進めることにより、所得の向上を図る。

注10 複合環境制御システム：温度、湿度、日射、CO₂などを測定し、それぞれ最適な状態にするため、暖房機や保温カーテン、換気や遮光を複合的に自動制御するもの

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
		露地	施設	家族・役員		雇用	
A3	ハウスいちご	0.4		0.4	高設栽培0.4ha	3人	1人
A4	露地野菜中心	6.0	6.0		キャベツ3.2ha、はくさい2.0ha、 ばれいしょ0.8ha	3人	1人

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
		露地	施設	家族・役員		雇用	
B2	ハウスいちご	0.15		0.15	高設栽培0.15ha、 (育苗0.05ha)	2人	0.5人
B3	葉物野菜中心	0.6	0.5	0.1	ハウスコマツナ0.1ha、 露地ブロッコリー0.5ha	2人	0.5人

③ 果樹

ぶどうについては、青蓮寺開畑地区の基幹品目として「巨峰」などの栽培が進み、県内でも有数のぶどうの産地となっている。近年、「シャインマスカット」や「クイーンニーナ」などの新品種をはじめ、消費者ニーズの高い大玉の無核ぶどうの生産が増加している。

なしについては、羽根地区の白鳳梨生産組合を中心に団地が形成され「白鳳梨」として出荷されている。

ぶどうについては、「伊賀地域ぶどう産地構造改革計画」、なしについては、「伊賀地域梨産地構造改革計画」が策定されており、5年後を目標とした基本方針を掲げ、更なる発展に取り組む。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額の軽減を図るため、既存の園地や施設機械の借入または継承を進める。また、収益確保に向け早期成園化技術の導入、販路の拡大や販売方法の多

様化などの取組を促進する。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
		露地	施設	家族・役員		雇用	
A5	なし（直売＋市場出荷）	1.0	1.0		露地幸水0.8ha、露地豊水0.2ha	2.5人	0.5人
A6	ぶどう（直売中心経営）	1.0	0.2	0.8	露地0.2ha （有核大粒系0.1ha、テラウ70.1ha） 雨よけ0.55ha （大粒系：無核0.3ha、有核0.15ha、テラウ70.1ha） 小加温0.25ha （大粒系：無核0.15ha、有核0.1ha）	2.5人	0.5人

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
		露地	施設	家族・役員		雇用	
B4	なし（直売＋市場出荷）	0.7	0.7		幸水0.6ha、豊水0.1ha	2人	0.5人
B5	ぶどう（直売）	0.5	0.2	0.3	露地（有核）0.2ha、 雨よけ0.3ha（有核0.2ha、無核0.1ha）	2人	0.5人

④ 花き

花き中心経営については、地域の条件や消費動向に応じた品目、品種の導入と作型の組合せにより、ほ場、施設の効率的な利用を進め、施設の高度化、機械化による省力かつ低コストな生産を進めるとともに、減農薬や効率的な施肥、生分解性資材の利用等による環境保全型の生産を進める。また、消費者ニーズに対応した新しい品種導入による差別化などの取組を進める。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額を抑えるため、中古の施設機械の活用や、設備の簡素化を図るとともに、販売については、市場流通を基本としつつ、直売等販売方法の多様化にむけた取組を進める。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
		露地	施設	家族・役員		雇用	

A7	施設鉢物	0.9		0.9	シクラメン0.5ha、その他鉢物0.4ha	2人	3人
A8	花壇苗	0.5		0.5	パンジー他0.5ha	2.5人	5人

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力		
		露地	施設		家族・役員	雇用	
B6	施設鉢物	0.5		0.5	シクラメン0.3ha、その他鉢物0.2ha	2.5人	1人

⑤ 酪農

伊賀市では、約1,000頭の乳牛が飼育されており、乳業メーカーをはじめ、県内外に出荷されている。一部の生産者は耕種農家と連携し、稲ホールクroppサイレージの給与や堆肥の有効利用など、耕畜連携に取り組む、資源循環型農業につながる取組が展開されている。

また、高能力乳用牛群の整備、適正なふん尿処理及び堆肥の有効利用による自給飼料確保を推進するとともに、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場HACCP方式^{注11}の導入等により、衛生管理対策の強化と安全かつ高品質な生乳生産の取組を進める。

さらに、効率的な飼養管理方式（フリーストール、フリーバーン、ミルクングパーラー、搾乳ロボット、哺乳ロボット、TMR（混合飼料）給与方式、自動給餌機等）の導入や改善により、省力化、低コスト化を進める。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等の利用を促進するとともに、酪農ヘルパー制度を活用し、労力軽減及び繁殖管理技術の早期取得を促し、効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、畜産環境対策として、経営開始前から関係団体と連携し、地域住民の理解醸成を図る。

注11 農場HACCP方式：健康な家畜及び安全な畜産物を生産することを目的に、生産工程を管理する手法

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
A9	酪農A	10	10	経産牛50頭、育成牛26頭、飼料作物10ha	2人	0.5人
A10	酪農B			経産牛150頭、フリーストール方式	1人	3人

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
B7	酪農			経産牛50頭、育成牛26頭	2人	0.5人

⑥ 肉用牛

銘柄牛である「伊賀牛」の振興を図るため、生産者、関係団体、行政機関で構成する「伊賀産肉牛生産振興協議会」が結成されており、生産の拡大安定と肉質等肥育技術の向上に取り組んでいる。生産者の減少が続いているものの、後継者や新規就農者も現われており、既存農家での増頭も図られている。

また、一部の生産者では、肥育素牛の安定確保と経営の効率化をめざした繁殖肥育一貫経営の取組が進められている。

さらに、牛トレーサビリティシステム注12の的確な運用により、安全・安心な牛肉生産を推進するとともに、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場HACCP方式の導入等による衛生管理対策の強化の取組を進める。

加えて、畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が連携し、収益力の向上等をめざす高収益型畜産連携体の育成を進める。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等の利用を促進するとともに、稲わら等の地域資源を有効活用し、早期に効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、肥育期間が長期にわたるため、資金繰りが円滑にできるよう、経営管理能力の早期向上を図る。

さらに、畜産環境対策として、経営開始前から関係団体と連携し、地域住民の理解醸成を図る。

注12 トレーサビリティシステム:物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
A11	和牛繁殖	8.2	8.2	繁殖牛50頭、育成牛10頭、飼料作物8.2ha	2人	
A12	和牛去勢肥育			黒毛和牛去勢150頭	2人	0.5人
A13	和牛雌肥育			黒毛和牛雌100頭	2人	
A14	和牛雌肥育(雇用型)			黒毛和牛雌300頭	1人	2.5人

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
B8	和牛雌肥育			黒毛和牛雌100頭	2人	
B9	和牛繁殖			繁殖牛50頭、育成牛10頭	2人	

⑦ 養豚

伊賀市では、約 12,000 頭の豚が飼育されており、養豚農家による「新鮮」、「おいしさ」、「安全性」を追求した豚肉生産がおこなわれている。

優れた種豚や人工授精技術の導入、飼養技術や豚舎環境の改善などにより低コスト・高品質生産を推進するとともに、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場 HACCP 方式の導入等による衛生管理対策の強化、堆肥の有効利用の取組を進める。

また、畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が連携し、収益力の向上等をめざす高収益型畜産連携体の育成を進める。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等を利用するとともに、多額となる資金繰りに対応するため、早期に効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、畜産環境対策として、経営開始前から関係団体と連携し、地域住民の理解醸成を図る。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
A15	養豚一貫			繁殖雌豚100頭、繁殖雄豚4頭	2人	
A16	養豚一貫（雇成型）			繁殖雌豚300頭、繁殖雄豚10頭	2人	2人

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
B10	養豚一貫			繁殖雌豚100頭、繁殖雄豚4頭	2人	0.5人

⑧ 養鶏

養鶏中心経営については、需要動向に対応した自主的な計画生産を基本に、素びなや飼料の適正な選定、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場 HACCP 方式の導入等による衛生対策、鶏舎環境の改善、堆肥の有効利用などにより、低コストで安全・安心な鶏卵・鶏肉の生産に取り組む。

また、畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が連携し、収益力の向上等をめざす高収益型畜産連携体の育成を進める。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等を利用するとともに、原卵出荷を基本とし、早期に効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、畜産環境対策として、経営開始前から関係団体と連携し、地域住民の理解醸成を図る。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
A17	採卵鶏			採卵鶏50,000羽	2.5人	3.5人
A18	銘柄肉用鶏			肉用鶏100,000羽	2人	1人

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
B11	採卵鶏			採卵鶏20,000羽	2.5人	1人

(2) 経営管理の方法

農業経営の状態を的確に把握することは、経営の発展をめざすうえで、大変重要となることから、パソコン等の活用による複式簿記記帳、経営規模や生産状況（生産量・品質）の計数管理の導入を進める。

その上で、経営目標に対する課題を明確にし、経営改善の実現に向けた計画・実行・評価・改善（PDCAサイクル）の実施に取り組む。また、消費者のニーズを的確にとらえた農産物を生産し、経営の安定及び発展が図られるよう、経営計画の策定を進める。

GAP（農業生産工程管理）、HACCPについては、経営管理能力の向上とともに、食品安全、環境保全、労働安全等の確保を図る上で必要な取組として導入を進める。また、先進的経営体においては、実需者等のニーズを踏まえつつ、必要に応じて国際水準のGAP認証の取得を進める。

また、円滑な経営継承や経営安定を図る上で効果的な農業経営体の法人化を進める。

(3) 農業従事の態様

労働時間については、他産業並みの時間を実現するため、経営規模に応じた機械化、省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等により、年間を通じた労働時間の平準化、短縮を図る。経営規模の拡大を図る経営体においては、省力化と生産性の向上に向け、農業機械や生産施設等へICTや自動化等の技術の導入を図る。

特に、畜産については、休日の取れるゆとりある経営を実現するため、関係団体などとの連携、ヘルパー制度の活用を進める。

快適で安全な作業環境を実現するため、高温や粉じん・騒音に対応した生産施設・作業場への改善、体への負担の少ない作業体系の導入、農業機械の使用や農薬散布等の安全性の確保を進める。

また、後継者や従業員にとって魅力ある職場とするため、家族経営協定の締結、経営の法人化、就業ルールの明確化などの働き方改革の取組を進めるとともに、休日制・給料制の導入、社会保険への加入、福利厚生充実などを促進する。また、人材育成の方針を明らかにするなど、必要に応じてICT等の技術を活用し、効率的に生産技術の習得、継承が図られる環境整備を進める。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 農用地の利用集積面積の割合の目標

第1に掲げる「効率的かつ安定的な農業経営」が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の目標として、農用地区域の農用地に占める認定農業者等の経営農地の割合を次のとおりとする。

また、農地中間管理事業等の活用により、農用地の面的にまとまった形での利用集積の円滑な促進に取り組む。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者 (認定農業者・集落営農組織)の農用地シェア (農用地利用集積率)	効率的かつ安定的な農業経営を営む者 (認定農業者・集落営農組織)の育成目標	
	うち法人経営体数	
50%程度	310	80

(参考)

確保・育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の経営類型別育成目標(目標年次:令和11年度)

経営類型	主穀中心 経営	野菜中心 経営	花き 中心経営	果樹中心 経営	畜産中心 経営	複合経営 その他 作目等	計
育成数	200 (内集落営 農数65)	24	2	8	22	54	310
うち 法人経 営体数	40	6	1	1	12	20	80

※集落営農数には、法人化し、経営改善計画の認定を受けて認定農業者となった組織を含む。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

- (1) 市では、農用地の利用の集積に関する目標を達成するため、関係機関及び関係団体の緻密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引き受け手）の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への利用集積の取組を促進する。
- (2) 市では、農地中間管理事業等を活用するなどして、経営農地の面的集積を推進していく。また、地域の農用地の利用集積の対象者として集落営農組織等の法人化を進め、集落内における農用地の集積を推進する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、県基本方針の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、伊賀市の農業の地域特性、即ち、水稻経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 利用権設定等促進事業
- 2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 3 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 5 青年等就農計画の認定に関する事業
- 6 農地中間管理事業
- 7 その他農業経営基盤強化促進事業に関する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ア 平坦部の水田地帯においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。
- イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。

更に、市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度について啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)、(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するために利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下、「政令」という。）第6条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員、株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利

用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容等

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省構造改善局長通知。以下「基本要綱」という。）別紙9の第1の3の様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の作成手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は

移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 伊賀市農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者(以下、「認定農業者等」という。)で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 市は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があることを確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等(1)の④に定める者である場合については、賃借又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）及びその支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項及びその他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- （ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- （イ 原状回復の費用の負担者
- （ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
- （エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意
- 市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。
- ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。
- (9) 公告
- 市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告するものとする。
- (10) 公告の効果
- 市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところに

よって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

- ⑤ 伊賀市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。伊賀市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、支援センターに連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(14) これらに関する関係機関との連携の考え方

市は、利用権設定等促進事業の実施にあたって、効率的かつ安定的な土地利用の推進を図るため、必要に応じて農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携するものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用の支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他の必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農地所有適格法人以外の法人も含めた農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号、以下、「令」という。）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることが確実であると認められること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導・援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとする。

② 市は、（5）①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、農業委員会、農業協同組合、支援センター等の指導、助言を求めてきたときは、伊賀市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作目ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り込むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 青年等就農計画の認定に関する事項

独立・自営で新たに農業経営を営む青年等と、法人就農や親元就農による新規就農者の確保目標を達成するため、認定新規就農者制度の周知徹底及び活用推進を図る。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の要請に応じて、青年等就農計画の作成について必要な協力を行うとともに、認定新規就農者が策定した青年等就農計画の実現に向け、関係機関・団体と連携して、以下の取組を行う。

① 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

就農希望者に対しては、関係機関・団体が連携し、窓口を設置し、独立・自営就農をはじめ、農業法人等への雇用就農も含めた情報提供や就農相談を行う。

また、就農に向けた技術習得については、農業大学校等の研修先の情報提供や、研修受け入れ先として就農サポートリーダーとのマッチング等を行う。

さらに、学校教育とも連携して、将来、農業が職業の選択肢になるよう出前授業やインターンシップ等の実施を推進する。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

就農の意志が明確になった者に対しては、栽培技術の習得及び農地・住居の取得や地域における信頼関係の構築への支援等を、就農サポートリーダー及び関係機関・団体が連携を図りながら進める。加えて、「人・農地プラン」への地域の中心的な経営体としての位置づけや、国

の農業次世代人材投資資金及び青年等就農資金の活用、普及センターと連携した重点指導など、安定的な経営体への成長に向けて積極的な支援を行う。

また、農業法人等への雇用就農者の定着に向けて、雇用時のミスマッチの解消や就業環境の改善、人材育成プログラムの充実への支援を行う。

さらに、農村青少年クラブや地域の生産者組織活動への積極的な参加を勧め、自主的な学習活動や仲間づくり活動を支援するとともに、地域農業を担う意識の啓発を図りつつ、その推進者として育成する。

③ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、関係機関・団体と連携して、栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを必要に応じて行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

6 農地中間管理事業に関する事項

農地中間管理機構（支援センター）を通じた農地の出し手と受け手である担い手農家とのマッチング、農地集積に向けた、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携した集落等への働きかけや大規模経営体による地域等への要請活動とあわせた担い手への農地集積活動等を進める。

また、機構関連農地整備事業（農家に同意や負担を求めず実施できる基盤整備事業）の活用を通じて、担い手農家への農地集積・集約化を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（1）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

- ① 市は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。
- ② 市は、農地集積事業、生産振興事業、土地基盤整備事業その他の助成事業については、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを旨として実施するものとする。
- ③ 市は、伊賀市水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、田畑輪換を実施する集团的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

第5 推進体制

(1) 市

市は、基本構想を柱とした地域農業の構造改革の推進主体として、伊賀市農業再生協議会等を運営し、担い手育成・確保に向け積極的な活動を行うとともに、地域の実情に即した認定農業者制度及び認定新規就農者制度の積極的な普及・運用を図る。併せて新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けて、相談対応の窓口を充実し、情報発信を行うとともに、地域における新規就農者の受け入れ態勢の構築を図り、地域に根ざした効率的な意欲ある農業経営体育成や土地利用体制の確立につながる活動を展開するものとする。

(2) 関係機関及び関係団体

ア 農業委員会

農業委員会は、意欲ある農業経営体への農地のあっせん活動の実施主体として、農地流動化情報の集約・整理、流動化方策の検討、農用地移動のあっせん等農地移動に関する事務を通じて、農用地利用集積計画の作成への積極的な参画とその決定、嘱託登記事務等について主体的に取り組むとともに、農用地利用改善事業の円滑な推進等に取り組むものとする。

また、意欲ある農業経営体からの申し出があれば農用地の利用関係の調整に努めるとともに、遊休農地の解消のために遊休農地の所有者等に対して必要な指導をするものとする。

イ 農業協同組合

伊賀ふるさと農業協同組合は、意欲ある農業経営体に対する経営管理・生産技術向上への積極的な支援をはじめ、営農組織の育成、農作業受委託の促進、販売戦略の構築、制度資金をはじめとする営農資金の貸付けなどに主体的に取り組むとともに、市、農業委員会及び農地中間管理機構と連携を密にして、地域における土地利用調整や農地の流動化を積極的に推進する役割を果たすものとする。

また、必要に応じて組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、農用地利用集積計画の作成を市に申し出る等、農地の利用調整についても積極的に取り組むものとする。

さらに農業経営基盤強化措置の重要な担い手として関係機関・団体との緊密な連携のもと、地域における機動性を活かした農用地の利用調整に積極的に取り組むものとする。

ウ 土地改良区

土地改良区は土地改良事業の推進、土地改良施設の効率的な管理を行うとともに、農用地利用改善団体等の集落組織と連携を図りつつ、農用地利用集積計画の作成を市に申し出るなど、地域の農地利用集積・調整への積極的な取り組みを行うものとする。

(3) 伊賀市農業再生協議会

地域農業の構造政策推進のため、市を主体として、農業委員会、伊賀ふるさと農業協同組合、伊賀地域農業改良普及センター、土地改良区などが連携した、伊賀市農業再生協議会が総合的な経営対策検討組織として、関係機関・団体が一体となった体制のもと、農業経営基盤強化促進事業の推進方策についての協議・立案及び連絡調整や農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事務を効果的かつ円滑に処理するとともに、農用地利用改善団体の農用地利用規程や意欲ある農業経営体の農業経営改善計画、青年等就農計画の作成等に対し、適切な指導・助言を行いその活動を支援するも

のとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、告示の日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合に利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- （2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合。

①存続期間（又は残存期間）

- 1 存続期間は3年～10年（農業者年金制度の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年～10年とすることが相当でないと認められる場合には、3年～10年と異なる存続期間とすることができる。
- 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。
- 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。ただし、第4の1の（1）の⑤の場合はこの限りではない。

②借賃の算定基準

- 1 農地については、農業委員会が提供する賃借料情報や当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
- 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときはその採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。
- 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。
- 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

③借賃の支払方法

- 1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。
- 2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことによりその他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。
- 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

④有益費の償還

- 1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。
- 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費や

した金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）
Iの①に同じ。
②借賃の算定基準
1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。
2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。
3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3に同じ。
③借賃の支払方法
Iの③に同じ。
④有益費の償還
Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間
Iの①に同じ。
②損益の算定基準
1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。
2 1の場合において、受託経費の算定にあたっては農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
③損益の決済方法
Iの③に同じ。この場合においてIの③の中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者をいう。）」と読み替えるものとする。
④有益費の償還
Iの④に同じ。

IV 所有者の移転を受ける場合

①対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事業の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

②対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

③所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによる。